

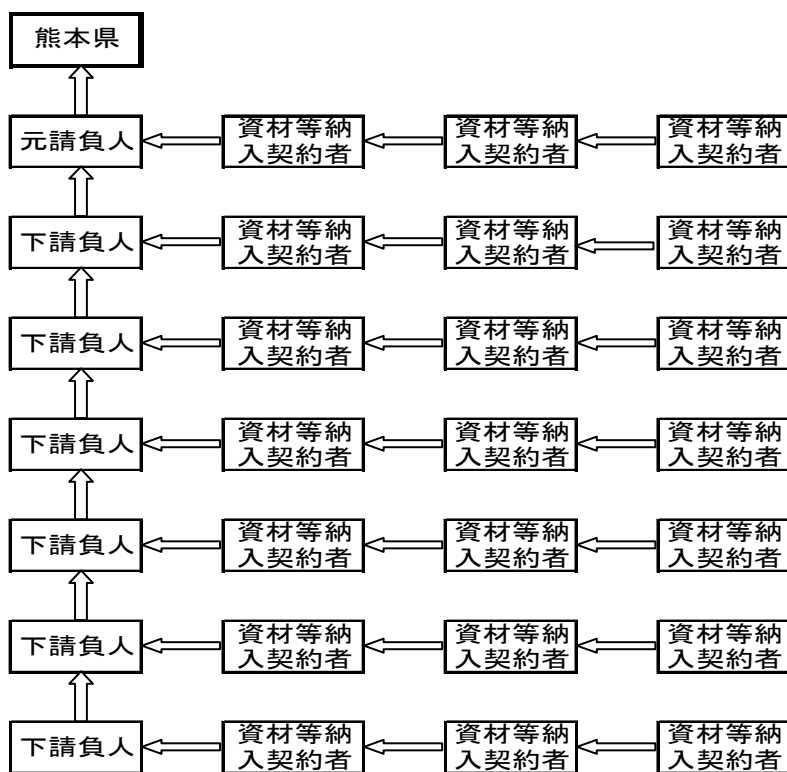
# 熊本県発注工事の施工に携わる業者の方へ

## 熊本県暴力団排除条例

契約の相手方に対して『誓約書』の交付が必要です

熊本県暴力団排除条例の施行に伴い、熊本県が発注する建設工事の施工に携わる業者の方は、契約の相手方に対して、『自らが暴力団等ではない旨の誓約書』を提出することが義務づけられます。

※1 県発注工事の施工に携わる業者とは、下表のとおり、工事請負契約では6次下請契約まで、資材等納入契約では3次契約までの全ての業者を指し、それぞれが直近の発注者に対して誓約書を提出する必要があります。(契約者相互に提出する必要はありません。)



※2 契約金額の総額が100万円を超えない場合や、1件の県工事について基本契約を締結し、当該基本契約締結時に誓約書を提出した場合は、その工事について生じた追加契約や変更契約を締結する場合に、あらためて誓約書を提出する必要はありません。

※3 契約の相手方から提出を受けた誓約書は、それぞれ契約締結の日から5年間の保管が義務づけられます。

これらの規定に違反した場合は、5万円以下の過料に処せられ、さらに、その調査・報告の求めに虚偽の資料等を提出した場合は20万円以下の罰金に処せられます。

また、これに伴って県工事等からの指名停止となる場合がありますのでご注意ください。

平成23年4月1日以降に締結される契約から誓約書の提出・保管が必要になります。

【問い合わせ先】  
監理課 建設業班  
096-333-2485 (直通)